

道路を一般交通の用に供するために管理している 地方公共団体が当該道路を構成する敷地について 占有権を有するとされた事例

— 埼玉県越谷市 占有権に基づく妨害予防請求事件 —

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔一審判決〕

平成一三年一月二六日 浦和地裁越谷支部

(請求認容)

〔二審判決〕

平成一三年一〇月三〇日 東京高裁

(請求棄却)

〔上告審判決〕

平成一八年二月二一日 最高裁第三小法廷

(原判決破棄(東京高等裁判所に差し戻し))

はじめに

本件は、道路を一般交通の用に供するために管理している地方公共団体が当該道路を構成する敷地について占有権を有するか否かという点について、最高裁が判断を示したものである。

「占有権」とは、自己のためにする意思をもつ

て物を所持すること(占有)によって取得する一

種の物件である(民法第八十条)。占有権は

様々な効力を有するが、その一つとして、占有物

に対する妨害の排除・予防等を請求する権利(占有

有訴権)が認められている(同法第九十七条、

二百二条)。

道路法においては、道路に関し交通に支障を及

ぼす虞のある行為をすることを禁じており(第四

十三条第二号)、これに違反している者に対して

は当該行為の中止等を命ずる(第七十一条・監督

処分)ことが可能であるが、本手段によるために

は、実際に交通に支障を及ぼす虞のある行為が発

生し、継続している必要がある。そのため、交通

に支障を及ぼす虞のある行為が短時間で繰り返し

行われるような場合においては、上記手段では限

界があることから、あらかじめ妨害の予防を請求

する措置を講じることが必要となる場合が考え

られるところである。

本件は、地方公共団体が、道路を一般交通の

用に供するために管理しており、その管理の内

容、態様によれば、社会通念上、当該道路が道

路管理者の事実的支配に属するものというべき

客観的関係にあると認められる場合には、当該

地方公共団体は、道路法上の道路管理権を有す

るか否かにかかわらず、当該道路を構成する敷

地について占有権を有する、と判示したもので

あり、前述した背景から意義を有するものと考

えられる。

以下、判決を紹介する。

1 事案の概要

本件は、上告人(越谷市)が、道路法所定の

道路管理者（以下「道路管理者」という。）として、原判決別紙物件目録記載の土地全体（以下「本件道路敷」という。）によって構成される道路（以下「本件道路」という。）を現に管理しているから、本件道路敷について占有権を有するところ、被上告人（Y）らが上告人の占有を妨害するおそれがあるとして、被上告人らに対し、本件道路敷について、民法百九十九条に基づき、占有の妨害の予防を求める事案である。

2 事実関係の概要

上告人の主張する事実関係の概要等は、次のとおりである。

し、その供用を開始した。

その後、旧道路法（昭和二十七年法律第八十一号による廃止前のもの）の下においては、埼玉県知事が国の機関として本件道路を県道として管理し、道路法が昭和二十七年二月五日に施行された後、昭和四十二年二月までは、埼玉県が、国から本件道路敷の無償貸付けを受け、道路管理者として、本件道路を県道として管理してきたが、同年三月以降は、上告人が、国から本件道路敷の無償貸付けを受け、道路管理者として、本件道路を市道として管理している。

(3) 上告人は、昭和四十二年三月以降、道路管理者として、本件道路を一般交通の用に供するため、本件道路について、

② 道路法二十八条に基づき、道路台帳の調製及び保管を行い、

③ 同法四十二条に基づき、昭和四五年には道路舗装補修工事を、昭和五一年には道路補修工事を、昭和六三年には道路舗装工事をを行うなど、本件道路を常時良好な状態に保つために必要な維持、修繕を行い、

④ 同法第三章第三節に基づき、電線、電話線、水道管等の架設、埋設工事のため本件道路を継続して使用する必要がある場合には、道路の占用の許可を与え、

⑤ 同法七十一条に基づき、被上告人らが本件道路について後記(4)の交通妨害行為を行う都度、監督処分を行い、これによってなお原状を回復することができないときには、行政代執行法に基づく代執行をするなど、本件道路の管理、占有をしている。

(4) 国は、本件各土地の寄附を受けた後も、所有権移転登記手続をしていなかったため、本件各土地の登記名義はAのままであったところ、平成四年一〇月一日、被上告人Y1は原判決別紙物件目録1記載の土地について、同Y2は同目録2記載の土地について、それぞれ同日売買を原因とする所有権移転登記を受けた。

その後、被上告人らは、同月一五日から、本件各土地の所有者である旨主張して、上告人に対し、本件各土地を時価で買い取るか、その代替地を提供するよう執拗に要求するようになった。これに対し、上告人が、本件各土地は国の所有であり、被上告人らの要求に応じることはできないとして、これを拒否したところ、被上告人らは、上告人が何らの権原もなく被上告人らの所有する本件各土地を使用しているなどと主張して、平成五年一〇月二二日から平成九年九月七日までの間、断続的に、本件道路の交通を妨害し、

(1) 本件道路の現況は、東武鉄道伊勢崎線の北越谷駅東口から県道大野島越谷線に通じる幅員七・二〇m、延長四七・八〇mの越谷市道であり、同駅前を発着場所とするバス、タクシーや電車の乗降客等が往来する終日交通量の多い道路である。

原判決別紙物件目録1及び2記載の土地（以下「本件各土地」という。）は、本件道路敷の一部である。

(2) 国は、明治三三年初めころ、前所有者であるAから本件各土地の寄附を受けてその所有権を取得し、そのころ、本件各土地を含む本件道路敷によって構成される本件道路を開設

あるいは、今にも本件道路の交通を妨害する
かのような態度を示した。被上告人らは、今
後も、本件道路の交通を妨害するおそれがあ
る。

3 被上告人らは、国が本件各土地の所有権を取
得して適法に本件道路の供用を開始したこと
や、上告人が本件道路敷について占有権を有す
ることを否認するなどして争っている。

4 原審は、次のとおり判断して、上告人の請求
を棄却した。

道路管理権は、道路管理者に対して、民法そ
の他の私法上の権限とは全く無関係に、道路法
によって独自に与えられたものであり、その内
容及び範囲は、同法が定めるところに限定され
るといふべきである。また、道路管理権は、あ
くまで道路を一般交通の用に供するために行使
されるものであるから、これを行使することが、
当然に、民法百八十条にいう「自己のためにす
る意思をもって物を所持すること」に当たると
いうことはできない。

以上によれば、道路管理者が、自己の管理す
る道路の敷地について占有権を有すると主張す
る場合には、単に道路管理権を行使して当該道
路を現に管理していることを主張、立証するだ

けでは足りず、道路管理権とは別個に、占有権
の取得原因事実を主張、立証する必要があると
いふべきである。

そうすると、本件道路敷について占有権を有
する根拠として、道路管理者として本件道路に
ついて道路管理権を行使していることのみを主
張する上告人の主張は、それ自体失当というべ
きである。したがって、その余の点について判
断するまでもなく、上告人の請求は理由がない。

5 しかしながら、原審の上記判断は是認するこ
とができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 占有権の取得原因事実とは、自己のためにす
る意思をもって物を所持することであること
ろ（民法百八十条）、ここでいう所持とは、
社会通念上、その物がその人の事実的支配に
属するものといふべき客観的關係にあること
を指すものと解される（大審院昭和十五年
（オ）第一号同年一〇月二四日判決・法律新
聞4637号一〇頁参照）。

そうすると、地方公共団体が、道路を一般
交通の用に供するために管理しており、その
管理の内容、態様によれば、社会通念上、当
該道路が当該地方公共団体の事実的支配に属
するものといふべき客観的關係にあると認め
られる場合には、当該地方公共団体は、道路

法上の道路管理権を有するか否かにかかわら
ず、自己のためにする意思をもって当該道路
を所持するものといふことができるから、当
該道路を構成する敷地について占有権を有す
るといふべきである。

(2) これを本件についてみると、上告人が、本
件道路を一般交通の用に供するために、その
主張するのとおりの内容、態様で本件道路を管
理している事実が認められるとすれば、上告
人は、本件道路敷について占有権を有するも
のといふべきである。

したがって、上告人の本件道路敷について
の占有権の取得原因事実の主張はそれ自体失
当であるとして、上告人の主張する事実関係
について何ら審理することなく、上告人の請
求を棄却した原審の判断には、判決の結論に
影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があ
る。論旨は、以上と同旨をいうものとして、
理由がある。

6 以上のとおりであるから、原判決を破棄し、
更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し
戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のと
おり判決する。

〈参考条文〉

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（占有権の取得）

第百八十条 占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。

（占有保全の訴え）

第百九十九条 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたいて積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（道路管理者等の監督処分）

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二・三 （略）

2 （以下略）